

「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」会則

制定 平成11年 6月1日

9次改定 平成26年10月1日

10次改定平成28年10月1日

11次改定平成30年10月1日

第1条 本会は「東京五日市カントリー倶楽部 友の会」と称し、友の会メンバーを会友と呼称する。

第2条 本会は、株式会社 五日市カントリー倶楽部が経営するゴルフ場の施設を利用して、会友相互の親睦を図るとともに、併せてゴルフの普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、東京五日市カントリー倶楽部に置く。

第4条 本会に入会を希望するものは、次の手続きをとらなければならない。

- (1) 登録会友申込書に必要事項を記入押印の上、提出する。
- (2) 登録申込書と同時に、入会金を添えて提出する。  
なお、入会金はいかなる理由があっても返金できないものとする。

第5条 本会の入会金は16,200円とする。

第6条 登録会友には会友チェックインカードを交付する。会友資格の有効は10月1日から1か年とする。

第7条 年の途中で入会を希望するものは、第4条の手続きをとることを要する。  
但し、会友資格の有効期間は、入会時から9月30日までとする。

第8条 会友の有効期間が終了したときは、会友の資格を失う。

第9条 会友は、プレーにあたってはプレー当日フロントに「友の会」チェックインカードの提示・来場受付を行なうこととする。チェックインカードの紛失による再発行は、再発行料540円にて申し受ける。

第10条 会友は、下記の料金(消費税・ゴルフ場利用税・ロッカー代を含む)によりプレーができる。

期 間	①1・2・3・7・8・9月	②4・5・6・10・11・12月	月曜セルフデー
平 日	12,331円	14,384円	期間①12,021円(昼食付)
土日祝	15,416円	17,469円	期間②13,047円(昼食付)

※ 但し上記料金は1ラウンド・4Bキャディ付料金です。1.5ラウンドや3B・2Bの場合は、料金が加算されます。

※ゴルフ場利用税は、上記金額に①の期間で800円・②の期間で900円の加算があります。

お誕生特別ご優待

本 人 期間料金(1R・4B・キャディ付)より2,000円割引とする。(利用期間翌年9月末日まで)

利用対象日は、東京五日市オープンカップでの競技枠・祝日セルフデーを除いた営業日で利用できる。  
他の割引との併用はできない。

なお、誕生日の優待割引サービスは利用期間中で1度の利用有効とし、プレー来場時に優待券の提出がなければこれを認めない。

ゲスト 同伴するゲストプレーヤーのプレー代は、期間料金(1R・4B・キャディー付)より平日は3,000円  
土日祝日は5,000円割引とする。但し、土日祝は正会員同伴を必要とする。(12条参照のこと)  
※但し同伴の会員・会友は割引対象外とする。

第11条 来場ポイントサービスは、来場1回につき別紙台紙に1スタンプ(日付印)を押印し、5回毎に限定食事券を進呈する。

第12条 予約に関する受付方法は、下記の通りとなる。

- (1) 1人・2人での予約は、火曜～金曜の平日で受付ける。
- (2) 土日祝の友の会会友だけの予約は、不可とする。ただし正会員が同伴の場合はプレー可能とする。
- (3) 土日祝営業であっても該当日1週間以内で予約数が少ない場合に限り、1組3名以上キャディ付の条件で受付ける。
- (4) 月曜セルフデーの予約条件は、1組3名以上の組単位(1名・2名は予約不可)を条件で予約受付をする。

第13条 プレー日以外でのゴルフ場施設利用は不可とする。

第14条 会友は次の場合は退会とする。

- (1) 会友を除名されたとき
- (2) 会友が死亡したとき

第15条 会友は次の1つに該当するときは、除名する。

- (1) 倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為があったと認められるとき
- (2) 会友証を他人に貸与したとき
- (3) 利用約款に違反したとき

第16条 本会則の改正は平成30年10月1日から実施する。